



特定疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）により働けなくなったときの収入減少に備える保険

Point 1 特定疾病年金で生活費をサポート！

保険期間満了までサポートプラン（有期年金）

5年サポートプラン（5年確定年金）

Point 2 特定疾病一時金で治療費もサポート！

特定疾病一時金特約（無解約払戻金・II型）

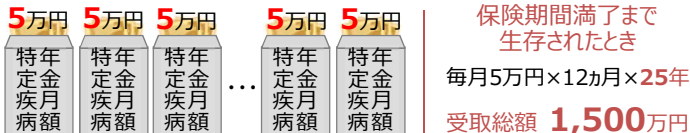
Point 3 上皮内がんは保険料払込免除の対象！特約により一時金も受け取れます！

【仕組図（イメージ）】 <ご契約例> ●契約者（被保険者）35歳男性 ●保険期間／保険料払込期間：65歳満了 ●特定疾病年金月額：5万円

保険期間満了までサポートプラン（有期年金）

お支払事由に該当した時期ごとの特定疾病年金受取総額の推移

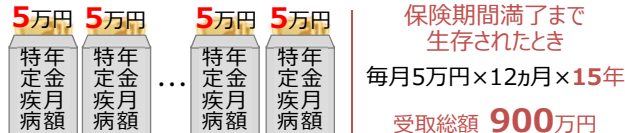
●例えば、40歳時に所定のがんと診断された場合



以後の保険料はいただきません

▲被保険者がお亡くなりになった場合、受取総額は上記金額を下回ります。

●例えば、50歳時に所定のがんと診断された場合



以後の保険料はいただきません

▲被保険者がお亡くなりになった場合、受取総額は上記金額を下回ります。

※所定のがん・上皮内がんについては責任開始の日から91日目より保障が開始されます。

完治後も手続きなしで毎月年金を受け取れます。

▲ご契約

※特定疾病年金の一括支払は取り扱いません。

※特定疾病年金の受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、ご契約は消滅します。

▲保険期間満了▲

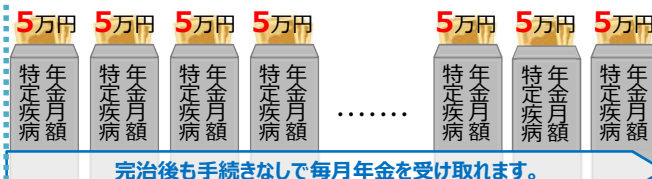
5年サポートプラン（5年確定年金）

●例えば、40歳時に所定のがんと診断された場合

毎月5万円×12ヵ月×5年
 5年間の受取総額 **300万円**

以後の保険料はいただきません

※所定のがん・上皮内がんについては責任開始の日から91日目より保障が開始されます。



残存期間分の特定疾病年金の一部、または全部を一括で受け取ることができます

▲ご契約

▲特定疾病により所定の状態に該当

特定疾病年金支払期間満了（5年）▲

▲保険期間満了▲

商品の概要・主な取扱規程

主な保障内容	特定疾病年金		保険期間	50歳満了～80歳満了
	お支払事由	被保険者が保険期間中に特定疾病により所定の状態に該当されたとき	解約払戻金	なし
	お支払金額 (有期年金)	契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに被保険者が生存している限り、特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。	配当金	なし
	お支払金額 (確定年金)	契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに、特定疾病年金支払期間（5年）満了日までお支払いします。	契約年齢範囲	20歳～70歳（満年齢）
			特定疾病年金月額	5万円以上（1万円単位）
			年金の種類	有期年金・確定年金（特定疾病年金支払期間:5年）
			付加できる特約	特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅱ型）、責任開始期に関する特約、指定代理請求特約

* 特定疾病年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日
 ※この保険は保険期間を通じて**死亡保障・解約払戻金がありません**。
 ※上記のお取り扱い、被保険者の契約年齢等により異なります。また、募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

【保険料の払込免除について】

- 上皮内がんと診断確定された場合、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料（特約部分を含む）の払込が免除されます。
 - ・被保険者が給付責任開始日*¹以後、保険料払込期間中に生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合。
 - ・被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合。
 - ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当した場合。

【特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅱ型）について】

ご契約時にこの特約を付加することにより、この特約の支払事由に該当された場合、一時金をお支払いします。

- 特定疾病一時金
 - 契約者が指定された特定疾病一時金額を特定疾病により所定の状態に該当された場合、お支払いします。なお、上皮内がん診断一時金のお支払後、特定疾病により所定の状態に該当された場合は特定疾病一時金額の90%をお支払いします。
- 上皮内がん診断一時金
 - 契約者が指定された特定疾病一時金額の10%を給付責任開始日*¹以後、特定疾病一時金の支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、お支払いします。

【特定疾病により所定の状態に該当された場合について】

特定疾病により所定の状態に該当された場合とは約款に定めのある下記①～③をいいます。

- ①被保険者が、給付責任開始日*¹以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん*²と診断確定された場合。
- ②被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。
- ③被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。
 - 手術を受けられた場合。
 - 継続して20日以上入院をされた場合。

* 1 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

* 2 所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは含みません。したがって子宮筋腫のような良性新生物、大腸の粘膜内がんなどの上皮内がんは含まれません。

※所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

※上皮内がんと診断確定された場合、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

- 「働くあなたにやさしい保険」は、T & Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なります。

元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

- この資料は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>